

埼玉栄高等学校男子硬式野球部後援会会則

第1章 総則

第1条 本会は、埼玉栄高等学校男子硬式野球部後援会と称する。

第2条 本会の事務局は埼玉栄高等学校内に置く。
但し、運営上事務局窓口を別途設ける事が出来る。

第2章 目的

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、埼玉栄高等学校男子硬式野球部の向上発展に寄与する事を目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は、前条の目的達成の為に次の事業及び支援を行う。

1. 会員相互の親睦を図る為の事業。
2. 埼玉栄高等学校男子硬式野球部と交流を図る事業。
3. 埼玉栄高等学校男子硬式野球部の発展に対する支援。
4. その他本会の目的達成に必要な事業。

第4章 会員

第5条 本会の会員は埼玉栄高等学校男子硬式野球部に在籍した者及びその保護者。
また同部を応援していただける方で本会の趣旨に賛同し、役員会が認めた者及び団体に対しては会員とする。

第5章 役員及び選出

第6条 本会は次の役員を置き選出は（ ）の通りとする。

1. 会 長 1名 (総会において推薦された者)
2. 副会長 6名 (会長の指名又は総会において推薦された者)
3. 事務局長 1名 (会長の指名又は総会において推薦された者)
4. 事務局員 13名 (会長の指名又は総会において推薦された者)
5. 会 計 1名 (会長の指名又は総会において推薦された者)
6. 監 査 1名 (会長の指名又は総会において推薦された者)
7. 年代別幹事 (栄球会会員、栄球会会員の保護者ごとに会長の指名又は総会において推薦された者)。

第7条 本会に顧問・名誉会長・相談役を置くことができる。

第6章 役員の任期

第8条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第7章 会議体

第9条 会議は定期総会、臨時総会、役員会とする。

第10条 総会(定期総会、臨時総会)は本会の最高議決機関とする。

第 11 条 定期総会は毎年 5 月会長が招集し、次の事項を審議、決定する。
尚、臨時総会は役員会が必要と認めた時に開催する。

1. 活動報告に関する事。
2. 収支報告に関する事。
3. 活動計画及び予算に関する事。
4. 役員改選、補充に関する事。
5. 会則に関する事。
6. その他必要事項。

第 12 条 総会（定期総会、臨時総会）は、出席役員数の過半数の同意によって決議とする。
但し、可否同数の場合は会長が決定する。

第 13 条 役員会は会長が招集し会務の運行に関する重要事項及び総会に提出する議案を審議する。

第 14 条 総会を招集するに差支えある場合は、役員会を総会に代える事が出来る。
但し、その決議事項は、次の総会に報告し承認を求めるものとする。

第8章 会計

第 15 条 本会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

1. 年会費
2. 寄付金
3. その他の収入

第 16 条 本会の会費は年額制とし、会費については 1 口 5,000 円。個人は 1 口以上、法人は 5 口以上前納とし、指定口座に振込むものとする。
尚、栄球会会員である兄弟姉妹、またはその保護者が 2 人以上同時に加入する場合は一個人とみなす。

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
尚、会計年度内の余剰金は次年度に繰越すものとする。

第9章 除名

第 18 条 次の場合には役員会の決議によって除名とする。

1. 本会又は、本会員として体面を汚損し名誉を損傷する行為があった時。
2. スポーツマンシップに反する行為があった時。
3. 著しく会費を滞納した時。

第10章 附則

この会則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 29 年 04 月 1 日から改定し施行する。